

鹿 児 島 県 公 報

平成29年3月10日（金）第3295号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（※）（学事法制課取扱い） 1
- 鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（港湾空港課取扱い） 2

条 例

鹿児島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第1号

鹿児島県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県個人情報保護条例の一部改正）

第1条 鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

（鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第33条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条を改め、第2章第4節中同条の次に1条を加える改正規定のうち第33条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年5月30日から施行する。

.....

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、「の各号」を削り、同条第 1 号から第 3 号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第 5 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。